別表

(1) 老人福祉施設整備事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象施設 | 市基準額 |
| １ | 特別養護老人ホーム  （老人ショートステイ用居室含む） | 定員１人あたり　3,712,000円 |
| ２ | 養護老人ホーム | 定員１人あたり　4,083,000円 |

(2) 大阪府地域医療介護総合確保基金事業

　　地域密着型サービス等施設整備補助事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象施設 | 市基準額 |
| １ | 特別養護老人ホーム（定員29人以下） | 大阪府知事通知による配分基礎単価 |
| ２ | 施設内保育所 | 大阪府知事通知による配分基礎単価 |

ただし、「大阪府知事通知による配分基礎単価」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）の制定について

別紙「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」別表１に定められている「配分基礎単価」とする。

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象施設 | 市基準額 |
| １ | 特別養護老人ホームのユニット化 | 大阪府知事通知による配分基準単価 |
| ２ | 特別養護老人ホーム（多床室）の  プライバシー保護のための改修 | 大阪府知事通知による配分基準単価 |

ただし、「大阪府知事通知による配分基準単価」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）の制定について」

別紙「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」別表４に定められている「配分基準単価」とする。

(3) 老人福祉施設の老朽化に伴う改築整備事業

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設 | 市基準額 |
| 特別養護老人ホーム  （老人ショートステイ用居室含む） | 定員１人あたり  　＠3,712千円×  （整備後の経過年数）－（介護保険制度導入後の年数）  （整備後の経過年数）  ※介護保険制度導入後は、積立ができたものとして相当分を差引く。  ※整備後の経過年数については、申請年度の４月１日を起点とする。  ※算出された市基準額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 |